

平成29年度 羽村市社会福祉協議会事業計画

I 事業運営方針

1 基本方針

社会福祉法人制度を大きく改革する社会福祉法の改正により、社会福祉協議会を含む社会福祉法人には経営組織のガバナンスの強化、事業経営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務などが規定され、法人改革への取り組みが重要課題となっています。

一方、急速な人口減少や高齢化などの変化のなかにあつて、地域の特性に応じて、地域の活性化や地域コミュニティの再生などに取り組むことが迫られています。特に、社会福祉の分野においては、急速に進展する少子高齢化と人口減少から、人々がライフステージを経ていくなかで生じる様々なニーズやリスクに的確に対応していく仕組みの充実が必要不可欠となっています。

また、現行の制度では対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題・生活課題に柔軟かつ機動的に対応できる仕組みとして、地域の社会福祉法人としての公益的な活動も積極的に進めていかなければなりません。なかでも、住民同士の支え合い活動の推進による地域福祉の進展に大きな期待が寄せられており、地域の諸課題を包括的に捉え、地域の社会資源や行政とのネットワークを活かした支援が社会福祉協議会に求められています。

当協議会としては、社会福祉法に定められた使命はもとより、こうした社会状況の変化や動向を十分考慮しつつ新たな課題に積極的に取り組んでいくため、「第四次羽村社協地域福祉活動計画」に基づき、各事業を着実に推進していきます。

2 基本目標

(1) 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり

福祉サービスの提供や福祉活動が市民に身近なものとなるよう、市民が必要としている情報を整理し発信するしくみを充実します。また、支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、各相談窓口の充実及び関係機関との連携に取り組めます。

(2) 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり

福祉への理解促進や地域福祉の担い手づくり、ボランティア・地域福祉活動の推進と支援を行うことにより、地域福祉活動の活性化を図ります。

(3) 支え合いと助け合いの地域づくり

交流機会の充実や福祉ネットワークの推進、見守り体制の推進や支援を行うことにより、地域で暮らす誰もが気軽に参加し、市民がお互いに情報や意見を交換でき

る交流の機会やふれあいの場の拡充を推進します。また、高齢者や障害者、ひとり親家庭、子育て家庭などが地域で孤立することなく、安心して生活できるよう地域の支え合い活動を推進し、支援を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、市民への情報提供や関係機関との連携を図ります。

(4) 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

福祉サービス、住民参加型サービスの提供及び権利擁護事業を行うことにより、援助を必要とする人などが自宅や住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、ボランティアの参加と協力のもとに見守り、支え合いの輪を拡げていきます。また、判断能力が不十分な高齢者や障害者などがその人らしく地域で生活できるよう、日常生活を支援します。

(5) 地域の人々とともに歩む社協づくり

関係機関との連携や地域のニーズに即した取り組みを推進するとともに、組織体制と財政基盤の強化に努め、地域福祉に関する情報共有、地域の課題発見やその解決などに取り組みます。また、理事会・評議員会の運営や職員の適正配置と人材育成、会員加入・寄付の促進などによる効率的な組織運営や自主財源の確保に努めていきます。

II 重点事業

1 地域における社会福祉法人の連携による公益的な取り組みの推進

社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進の義務化とともに、こうした取り組みを支援する役割が行政や社会福祉協議会に求められています。分野を越えて市内全社会福祉法人で構成する「羽村市社会福祉法人連絡会」の活動を中心として、連携事業等について先進事例などを基に取り組みを進めていきます。

2 地域へ出向いての活動の充実

市民、団体、学校などが開催する車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験等の地域福祉講座をボランティア団体の協力を得て支援し、地域福祉への理解や担い手づくりを推進します。また、職員が地域へ出向いた座談会などを開催していくため、町内会・自治会、小地域ネットワークなどの団体と調整し、地域の課題について情報交換を行う活動を充実していきます。

3 あんしん・見守りモデル事業（仮称）の実施

支援を必要としているひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭などの見守りや安否確認を行う活動を推進するため、モデル事業を実施し、支え合いと助け合いの地域づくりを推進します。

4 成年後見活用あんしん生活創造事業の実施にむけた準備

羽村市からの受託にむけて調整中である本制度について、市と連携を図りながら、後見人のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置などの事業について推進していきます。

5 理事の改選及び理事会・評議員会の円滑な運営

理事の任期満了(平成29年度の最初に開かれる定時評議員会の終結の時まで)に伴い、理事の改選及び改選後の理事会及び評議員会の円滑な運営に努めていきます。

Ⅲ 予算執行方針

1 会員及び財源の確保

会費を納入していただく市民・事業所の思いや期待、厳しい財政状況に十分配慮しつつ、地域福祉の推進における社協活動への理解をいただき、会員、寄付金、補助金などの確保に努めます。また、財源の確保、積立金等の効率的運用を行います。

2 経費の削減

事務事業の抜本的な見直しによる一層の効率化を進めることにより、可能な限り経費削減に努め、時間・経費のコスト意識を持ち、限られた人的・物的資源の有効活用により最小の経費で最大の効果を上げるよう、無駄を省いた事業運営に努めます。

3 効果的かつ効率的な事業運営

継続して実施している事業においても、市民目線に立ち、改めて事務事業の意義及び成果目標を認識するとともに、業務マニュアル作成等による事務の標準化を進め、効率的な事務事業の執行に努めます。

4 市民満足度の向上

事業の実施においては事業終了時に参加者等へのアンケート調査など適切な情報収集を行い、事業の必要性、目標達成度・満足度の検証や改善に役立てます。また、日常的な業務(窓口対応、通所利用者対応等)においても、「市民満足度の向上」を目指した取り組みを行います。

5 職員の資質向上

組織運営や業務に関連する研修を計画的に実施し、職員の一層の育成に取り組むことはもとより、職員も自ら自己啓発に励み資質向上に取り組むことにより、業務全般の質的充実を図ります。

6 業務改善意識の向上

増加する事務事業に対し、係・課の枠を越えて法人全体としての広い視野を持ち、組織全体で業務改善や経費削減に努めます。また、職員給与等のコスト意識と経営感覚を養い、市民に提供するサービスの付加価値を引き上げます。

IV 具体的な取り組み

1 組織運営に関する事項

(1) 理事会・評議員会・三役会の開催

事業計画・予算、事業報告・決算等、重要案件について定期的に審議します。

- ① 理事会開催予定 6回（5月、6月、8月、12月、1月、3月）
- ② 評議員会開催予定 4回（6月、8月、12月、3月）
- ③ 三役会開催予定 6回（5月、6月、8月、11月、2月、3月）

(2) 監査の実施

法人の適切な運営と経理規程に基づく適正な会計処理がされているか監査を受けます。

- ① 決算監査 定款第22条に基づく監事による決算監査（5月）
- ② 中間監査 定款第22条に基づく監事による中間監査（10月）
- ③ 内部監査 経理規程第65条に基づく監査担当理事による会計監査（7月、1月）

(3) 理事・監事・評議員を対象とした研修会の実施と参加

① 理事・監事・評議員研修会（6月）

今後の法人運営に資するため、理事・監事・評議員により、先進的な取り組みや視野を広げるための視察研修を行います。

② 西多摩ブロック地社協連絡協議会役員研修会

西多摩地域の各社会福祉協議会の理事・監事・評議員を対象とした、地域福祉の積極的な推進と充実を図るための研修会に参加します。

2 第四次羽村社協地域福祉活動計画に基づく推進事業

基本目標1 情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり

(1) 情報提供の充実

① 情報紙の発行

社会福祉協議会の取り組みが分かりやすく伝わり、地域福祉に対する理解が広がるよう、親しみやすい社協だより（併載：小地域ネットワークだより）の充実に努めます。

- ア 発行回数 4回（4月、7月、10月、1月）
- イ 発行部数 1回あたり26,500部（7月のみ27,100部）
- ウ 配布方法 全戸配布、市内公共施設（主要15施設）設置

② 社協ガイドブック等の発行

社会福祉協議会の年間事業をまとめた社協ガイドブックを発行します。また、各事業やイベントなどのパンフレットを作成して社会福祉協議会の事業を周知します。

③ ホームページの運営

社協だよりのほか、ホームページの運営により、インターネットの即時性を生かしたきめの細かい事業紹介や情報提供の充実に努めます。

④ 情報コーナーの運営

羽村市福祉センター1階ロビーに設置した情報コーナーに、社会福祉協議会の活動や地域福祉に関する冊子、パンフレットなどの資料を充実し、市民等への情報提供に努めます。

⑤ 地域への情報発信

はむら夏まつりや羽村市産業祭等に参加し、社会福祉協議会の活動やボランティア活動、会員加入について積極的な情報発信に努めます。

ア はむら夏まつり参加（7月）※人波おどり参加

イ 羽村市産業祭参加（11月）

⑥ 声の広報活動の支援

視覚に障害のある方に社協だよりの掲載内容を届けるボランティア活動を支援します。

⑦ 小地域ネットワーク活動ガイドブックの発行

地域での交流や支え合い活動を支援するため、新たに小地域ネットワーク活動ガイドブックを発行し、事業の周知に努めます。

(2) 相談支援の充実

① ふれあい相談事業の運営（市補助事業）

経験を積んだ専門の相談員によるふれあい相談を実施し、毎日の生活の中から生まれる悩みの問題解決に向けた支援に努めます。

※実施日時：毎週木・金曜日 午前10時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

② 地域活動支援センターI型事業あおばによる相談支援（市受託事業）

障害者やその家族などが地域において自立した生活を営むことができるように、情報提供や支援を行います。また、障害のある人のためのパソコン講習会を開催するなど障害者の自立生活や地域社会との交流を支援します。

③ ピアカウンセラーによる相談支援（市受託事業）

障害者やその理解者（ピアカウンセラー）による障害者への情報提供や悩み事への相談支援を行います。

④ 福祉サービス総合支援事業による相談支援（市受託事業）

東京都が推進する福祉サービス総合支援事業を市から受託し、利用援助、相談、弁護士による福祉（権利擁護等）法律相談などの実施を通じ、福祉サービスを安心して選択し利用できるよう、総合的な相談支援の充実に努めます。

基本目標2 福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり

(1) 福祉への理解促進と担い手の育成

① 地域福祉推進のための講演会・講座等の開催

小地域ネットワーク活動団体とその関係者、羽村市社協福祉大会の参加者を

対象に講演会・講座などを開催し、地域福祉の推進に努めます。

② **福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の開催**

ボランティア団体などと連携し、ボランティアや地域福祉活動への理解を深め、活動を始めるきっかけとなる入門講座や福祉活動の活性化・人材育成につながる講演会、講座などを充実します。

③ **地域へ出向いての活動**

地域住民、団体、学校などが行う車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験などの講座開催をボランティア団体の協力を得て支援します。また、町内会・自治会、小地域ネットワーク活動団体などへ職員が出向いて座談会などを開催し、地域課題について情報交換や地域福祉活動の支援などを充実します。

④ **ボランティア体験事業の実施**

ボランティアに対する関心と理解を深め、市民活動やボランティア活動につなげるため、市内の福祉施設等の協力を得て、ボランティア活動が体験できる「夏！体験ボランティア事業」を実施します。

⑤ **障害者施設ボランティア受け入れ事業の実施**

市から受託している障害福祉サービス事業等の運営において、創作活動事業の講師や外出事業の介助等に協力いただくボランティアを受け入れます。

⑥ **実習生受け入れ事業の実施**

社会福祉士などの資格取得や福祉職場での就業を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の養成を支援します。

(2) **ボランティア・地域福祉活動の促進と支援**

① **福祉ボランティア団体への支援**

福祉ボランティアの登録団体に対し、活動費の一部助成や活動場所の提供、資機材の貸出し、登録ボランティア団体活動にかかる保険加入、登録団体情報の社協だより掲載など、様々な面から支援します。また、市民が安心してボランティア活動ができるように、東京都社会福祉協議会が行っているボランティア保険・行事保険の加入受付を行います。

② **福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供**

一層の地域福祉活動活性化のため、ホームページによるボランティア情報の提供方法について検討し、情報提供の充実を努めます。また、福祉ボランティアや地域福祉活動団体と福祉施設などの受入れ側とのコーディネートを行います。

③ **当事者団体の自主(セルフヘルプ)活動等への支援**

障害者やその家族でつくる登録福祉当事者団体のセルフヘルプ活動等に対し、自主活動費の一部助成や活動場所の提供、資機材の貸出し、団体情報の社協だより掲載などによる支援を充実します。

④ **後援・協賛による地域福祉活動の支援**

市内及び周辺地域で開催される地域福祉を目的とした事業の後援などにより地域福祉活動を支援します。また、羽村市高齢者レクリエーションのつどい(市主催事業)について協賛します。

基本目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

(1) 交流機会の拡充

① サロン活動の支援

地域の中で仲間づくりや世代を越えた交流を日常的に行い、人と人を結ぶ「ふれあいサロン」の活動場所の提供、使用済切手・テレホンカード収集の支援、資料の提供等を行います。

② 障害者スポーツ・レクリエーションのつどいの開催（市共催事業）

障害者とその家族の心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアや関係者との交流、障害福祉に対する理解促進を図るため、市との共催により障害者スポーツ・レクリエーションのつどいを開催します。

(2) 福祉ネットワークの推進

① 小地域ネットワーク活動の推進（市補助事業）

地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、各町内会・自治会の区域を単位として住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う小地域ネットワーク活動を支援します。また、小地域ネットワーク活動団体連絡協議会を開催し、団体間の交流、情報交換、研修会の開催などに努めます。

② 民生委員活動等との連携

地域のふれあいや見守り機能の充実を図るため、民生委員・児童委員や友愛訪問員が小地域ネットワーク活動団体と連携できるように市の事務局担当に働きかけていきます。

(3) 見守り体制の推進と災害時の支援

① あんしん・見守りモデル事業（仮称）の実施に向けた協議

地域のひとり暮らし高齢者や障害者、ひとり親家庭など、地域の支援を必要としている人への見守りや安否確認を行う小地域ネットワーク活動を一層推進するため、モデル事業の実施に向け協議等を行います。

② 避難行動要支援者への支援

社会福祉協議会の全国ネットワークを通じて、各地で発生する災害時の情報などの収集・支援を行います。また、東京都社会福祉協議会と締結した災害時相互支援協定、羽村市と締結した災害時協力協定、羽村市ボランティア連絡協議会と締結したボランティア派遣に係る覚書及び羽村市防災計画に基づき、関係機関と連携して災害発生時への取り組みを進めます。

ア 羽村市と締結した災害に関する支援協定に基づいて、ボランティア連絡協議会、東京都社会福祉協議会と連携し、市の災害ボランティアセンターの運営に協力します。

イ 羽村市福祉センターの防災体制や市が設置する福祉避難所の運営支援などのマニュアルづくりに協力します。

基本目標 4 一人ひとりに寄り添う支援体制づくり

(1) 福祉サービスの提供

① 福祉機器貸出し事業の運営

在宅で生活する要援護高齢者、障害者などの社会福祉協議会会員に対し、一時的に必要な福祉機器（車椅子、介護用ベッド）を貸出します。

② 居宅介護支援事業の運営

介護保険における要介護者の生活環境や心身の状態に適した居宅介護サービス計画（ケアプラン）を介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。

③ 訪問介護事業等の運営

介護保険に基づく身体介護や生活援助などの訪問介護サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を運営します。また、障害福祉サービス事業として、ホームヘルパーなどを派遣し、障害者への居宅介護サービスや同行援護、移動支援のサービスを提供します。

④ 生活福祉資金貸付事業等の運営（東社協受託事業）

低所得世帯、障害者や要援護高齢者のいる世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、関係機関と連携し、東京都社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業、緊急小口資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金などの周知・受付を行います。

⑤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営（東社協受託事業）

ひとり親家庭の親に対し、就職に有利な資格取得により世帯の自立の促進を図るため、養成機関への入学時と修了時に必要な資金を貸し付けるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の相談・申請受付などを行います。

⑥ 緊急生活援護資金貸付事業の運営

低所得世帯で緊急な出費を要する市民に、地区担当民生委員の協力を得て、一時的な生活費を貸し付け、その世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。

⑦ 受験生チャレンジ支援貸付事業の運営（市受託事業）

高校や大学の受験に要する学習塾の費用や受験料を一定の所得以下の世帯に貸し付ける受験生チャレンジ支援貸付事業の相談・申請受付などを行います。

⑧ 障害者就労継続支援B型事業いちょうの運営（市受託事業）

一般就労が困難な障害者に対し福祉的就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じ、社会生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

⑨ 障害者生活介護事業さくらの運営（市受託事業）

常時介護を要する障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、食事、排泄などの介護、創作的活動の機会の提供、その他の支援を行います。

⑩ 地域活動支援センターI型事業あおばの運営（市受託事業）

障害者の自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上を図るため、通所により創作的活動、機能訓練、入浴などの各種福祉サービスを提供することにより、自立と社会参加を支援します。

⑪ **障害児日中一時支援事業青い鳥の運営（市受託事業）**

障害児の日中における活動の場を確保するとともに、日常生活や集団活動への適応力向上を図る支援を行います。

⑫ **特定相談支援事業あおばの運営**

障害福祉サービスを利用する障害者が適切な支援を受けられるよう、本人の意思を尊重したサービス等利用計画を作成するとともに、サービス支給決定後のモニタリングを行います。

⑬ **手話通訳者派遣事業の運営（市受託事業）**

聴覚及び言語障害者が、家庭や社会での生活を円滑に営むことができるよう支援が必要な場合に手話通訳者を派遣し、社会福祉協議会の持つノウハウを活かした地域福祉を推進します。

(2) **住民参加型サービスの充実**

① **高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の運営**

高齢者や障害者（児）とその家族、ひとり親家庭の方々が安心して在宅生活を継続できるよう、高齢者等あったかホームヘルプサービスを提供します。

② **ふれあい食事サービス事業の運営（市補助事業）**

食事サービスボランティア「千種」の協力を得ながら、引きこもりがちな高齢者等の生活状況の見守りとふれあいを目的として食事サービスを提供します。

③ **福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）の運営（市補助事業）**

公共交通機関の利用が困難な市内在住の障害者等や要援護高齢者の外出を支援し、自立と社会参加を促進するため、運転ボランティアの協力による福祉有償運送（ふれあいキャリー）サービスを提供します。

④ **ファミリー・サポート・センター事業の運営（市受託事業）**

育児の援助に協力できる方（協力会員）と育児の援助を希望する方（利用会員）からなる会員組織を運営し、地域における子育てを支援します。

(3) **権利擁護事業の推進**

① **福祉サービス総合支援事業等の運営（市受託事業）**

福祉サービスにおける苦情対応、判断能力が不十分な方の権利擁護相談などを行い、安心して福祉サービスが利用できるように総合的に支援します。また、弁護士による苦情などの専門相談を行います。

② **地域福祉権利擁護事業の運営（東社協受託事業）**

認知症や障害などにより、判断能力が不十分な市民に対して、羽村市地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度と調整を図りながら福祉サービス利用援助などの支援を行います。

③ **成年後見活用あんしん生活創造事業の実施にむけた準備**

羽村市からの受託にむけて調整中である本制度について、市と連携を図りながら、後見人のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置などの事業について推進していきます。

基本目標5 地域の人々とともに歩む社協づくり

(1) 関係機関との連携、地域に密着した取り組みの推進

① ふれあい福祉まつりの開催

市民が支え合う地域社会の実現を目指して、福祉関係団体の活動紹介や市民・福祉関係団体との交流など様々な企画を通じ、福祉への理解と関心を深めていただけるふれあい福祉まつりの開催を実行委員会事務局として推進します。

② 行政・福祉等関係機関との連携

社会福祉協議会活動を充実させるため、市などの行政と密接な関係を構築し、市が開催する官公署等連絡協議会や要保護児童対策地域協議会などで情報交換を行います。また、全国的なネットワークを形成する社会福祉協議会の特性を生かし、西多摩地域の各市町村社会福祉協議会をはじめ、他の地域の社会福祉協議会との交流や、全国社会福祉協議会や東京都社会福祉協議会、福祉のネットワーク組織などが開催する会議や行事などへ積極的に参加します。

③ 教育関係機関との連携

市の特別支援教育連絡協議会へ出席し、市内の公立学校や関係施設等、教育関係機関との連携を強化し、情報交換を推進します。また、羽村特別支援学校や市内の特別支援学級と施設運営に関する連携を図り交流に努めます。さらに、各学校が行う総合学習の時間を利用した福祉教育などへの協力、ふれあい福祉まつりでの活動成果発表などにも積極的に取り組みます。

④ 企業や民間団体との連携

市内で事業を展開している企業や商工会、ライオンズクラブ、ロータリークラブなどと連携し、情報交換を進め、社会貢献活動の実態などを把握して地域福祉活動と協働を実現することによって、地域の課題解決などに反映させます。

⑤ 町内会・自治会との連携

社会福祉協議会会員の加入や共同募金活動など、多くの事業や活動に協力をいただいている町内会・自治会と積極的な交流・連携を深め、要請に応じて福祉講座や体験学習の場を設け、町内会・自治会活動の活性化を支援します。

⑥ 保健・医療関係機関との連携

西多摩地域保健医療協議会や献血推進協議会などの会議に出席し、情報交換に努めるとともに、保健所、保健センター、医療機関などとの連携を強化し、施設運営や専門的相談などの充実を図ります。

⑦ 地域自立支援協議会専門部会の運営

障害者の地域活動支援センターを運営している機関として、市が設置する地域自立支援協議会に参画し、障害者福祉の支援ネットワークの連携に努めていきます。また、相談支援部会の運営事務局として、地域課題の抽出や問題解決に向け関係機関等との連携等について専門部会を開催していきます。

ア 地域自立支援協議会への参画（随時）

イ 相談支援部会の開催（年3回）

⑧ 羽村市社協福祉大会の開催

長年、地域福祉やボランティア活動等に尽力されてきた個人や団体に対して、

羽村市社協福祉大会でその功労を表彰し、感謝の意を表するとともに、併せて福祉のまちづくりに関する講演会などを開催し、地域福祉活動の推進を図ります。

⑨ 敬老の日褒賞事業の取り組み

市との共催事業「敬老のつどい」に合わせて、金婚式を迎えた夫妻及び米寿を迎えた方を褒賞し、古来日本が文化として持っている敬老の精神への理解を広め、世代を越えた交流と潤いのあるまちづくりを推進します。

(2) 組織体制と財政基盤の強化

① 理事会・評議員会の運営

地域福祉ニーズの変化、多様化などに対応するため、理事会と評議員会の適切な運営に努め、開かれた組織づくりに努めます。

② 苦情解決に関する体制の確保

苦情受付担当者や苦情解決責任者、第三者委員の設置により、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用者からの苦情を円滑、円満に解決するための体制を確保します。

③ 個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保

個人情報保護の徹底を図るため、「個人情報保護規程」や「プライバシーポリシー」を適正に運用していきます。また、マイナンバー制度の運用開始に伴い、「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」や「特定個人情報取扱規程」に基づき、適正な取扱いを確保していきます。

④ 職員の適正配置と人材育成

効率的な事務事業の執行を図るため、職員の適性や組織運営に応じた人事異動を一定期間ごとに行うとともに、内部・外部研修の充実により資質向上と事務処理能力の向上を図ります。

⑤ 羽村市福祉センターの運営（市受託事業）

市から管理を受託している羽村市福祉センターを適切に管理・運営します。

⑥ 会員の加入促進に向けた取り組み

個人会員・団体会員の継続的・安定的な確保に努めます。

⑦ 寄付の促進に向けた取り組み

助け合いの精神による募金や寄付金などの確保に努めます。また、市民や事業所、各種団体から寄せられた寄付金や寄付物品を、地域福祉の推進に有効に活用します。

⑧ ふれあい募金の取り組み

ふれあい募金の趣旨や募金箱を設置している協力事業所・商店などを市民に周知するとともに、ふれあい募金箱の新規設置を呼びかけるなど社会福祉協議会の行う地域福祉事業の財源確保に努めます。

⑨ 羽村市民福祉チャリティーゴルフ大会の開催

地域福祉に関する市民意識の高揚を図り、社会福祉協議会への寄付を目的とするチャリティーゴルフ大会の開催を実行委員会事務局として推進します。

⑩ **収益金の確保に向けた取り組み**

社協だよりに事業所などの広告を有料で掲載し、また、自動販売機設置による手数料の徴収により、独自財源の確保を図ります。

⑪ **各種募金事業の実施**

町内会・自治会、羽村市民生児童委員協議会等の協力を得て、10月に東京都共同募金会羽村地区協力会として赤い羽根共同募金を展開するとともに、12月に歳末たすけあい運動募金を実施します。なお、東京都共同募金会羽村地区配分推せん委員会において、地域のニーズに沿った赤い羽根共同募金などの配分を推進します。